



114
A 3124



謹る奉建白候方今法港貿易の事

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

情を察する不彼我其優劣同日の論
ちらん送來各困商律を備へ貿易の通
別と出入極に在り共和相謀りて物價を
昂低卜方利を會致する我民の如きも
亦私利を相競む日盟を相親き利を見
る獨り先驅し勅を以てる厚を嚮く信を
彼も考む或は彼の輸入の物價を以て競り
騰貴の極に至らる免或は我の輸出の品

償を以て争ひて下墜の末に至らむ徒ら乎
一時の一小獲獲て他を以て却て私利不致る
嗚呼終りて美國を以て疲弊せしむれど吾見
軟然る不此度商社沸結接々相成疾上六富
國の道相立可申奉存彦得去精忠廉潔の
士ありて民情も通る者其の職を處し四厥を
制取するを非ざる終り好高を以て法律を
守りて軌圖の内不納せしむる事能くんまじ
本邦通商の盛大なるもの生糸蚕繭命おほ

若菜是あり今也我民操を過り利を失ふ者
枚舉く違あらんと雖も私共日撃する所の巨
害一二を舉てたり奉例侯督蛙の亂たるや
通商期ある朝を過すをわらんあふ彼を不謂
誘引相場あるを殺けて我民を以て御中不
陥し入らむるや一也新嵐の未乾燥せしむる
ハ温蒸を嫌ふ故不通商中秋の候を期を色し
然る不乙六月より是の時不當り運中納り南
濱不運輸し之を傷ふ二也姫蛾の命上あきて

卵子或貼つや必そを隙なき事或得ん然る
牙産後の老蛾をして腹中未熟の卵菓を
採り其空隙へ糊を充塞し或は其不足を
補ふ三也再化生の亂を以て一化生オンダ子の亂も偽る
五也前条の如き惡弊を爲す故に近來洋商
熟視鑒定して以て其屬一患を除き去る之を
濱歸ると呼復之をして邦俗も驚く其苗
多し吐糸の期も當りて萎蕭腐敗して弊を嘗
も養蚕の力を費すのちらに許多の桑をふを

損失を爲す五也所持の田園不相應の蚕を
飼ひ俗に山蚕偶々桑葉の高價も過じ或は桑を
償ふの財竭る時蚕を水流に投じ乞ふ桑葉
を其費すのちらに強に家破致毀敗を爲す六也
柞若茶の如きふをりて以て藤及柳の新芽を偽
製して内外を欺き私利を營む實も奸民
の國害を爲すや百貨流通の道を妨げ生殖
化育の源を塞ぐ亦急わ商律を根立加之
ならん凡天下の荒野山陬不毛の地を以て桑苗

茶株を培養し、茶園戮力して之を防免し、茶園の理跡を望むるに右件の如き、既に上より論定遊り、所とつとも未だ沸、處置如何を不奉存故、其規則概畧を左ふ建白仕候

一 都局

一 全州を三分或は四分五分小分割し、都府局其一分を管轄す、譬、東京及横濱へ輻湊す、その地、関東、甲信を一分とす、如、如

但し遠國ハ其輻湊し、易きの地ハ一國の總括を置國中を提綱し、都府首局に附屬は

一 會計 毎歲國産の熟不熟并多寡下に各郡取締人より報告の分國中に平均し、何國ハ何分の當りを算し、之を以て開板し、又各郡取締人へ布告す、(き事)

一 鑑札 鑑札ヲ製し、各郡局に分配す、(き事)

一 租税 各郡租税ハ、繭生系茶ハ、賣買の

公買入金高に在りて蚕胤紙ハ賣上け金の
高に在りて何分の割合を以て税金上納可
致事但し税金重複ならざる事と成
得ん又偽帳偽算等な事と能らん加ふ
之を平均斟酌し以て税を定免毎歲者
三月秋九月を以て各郡取締人より可令献納
事右の品横港輸出租税の如き先例の如し
備金 乃中備金なき事を得ん國產廢
ハ生糸種希茗茶の如き横港へ輸出の分相場

大に下落致或ハ自己融通に差又損耗ニ関
係せし賣却めん欲するの品ハ先當の
相場に買上けるべく或ハ先當の利分を以て
質物となりて取置る一通商残余の胤糸全
く上品にして患害なきものハ邦俗に漸くを
禁せし件一惡種ハ之固封し水中に投ん
此法蓋し國內に漸く桑糸を賣すの害と
併て奸商を懲すの策に出つ
乃中 蚕胤糸の毀定科置事

一 郡 弓

一 取締 每郡土着人六七輩を撰舉し内

一人を取締人とすし餘ハ或ハ監定宗兼會計
を主り或ハ亂帝監定を主る但し取締人
ハ毎一年輪番たす事

一 會計 毎歲國産の熟不熟一其多寡を

會計し郡弓へ報知す事

一 鑑札 鑑札を郡弓へ請ひ同高に分配し

人員ハ之を連名簿簿に記す事

一 租税 租税を春秋に定え佩持の老幼法取

郡弓へ可致款納事

一 監定 亂帝の旨惡を監定し其精名

多寡品ハ郡弓の表布を乞し其精惡ある
ものハ賣買を禁じ但し本邦賣付枚外ハ
賣付枚之を兩割し其數を郡弓へ報知
す事

一 培養 府藩縣勸農方に因て荒野陰湿

不毛の隙地を拓き之に桑茶を生殖し以て

國產を増息は件一穀産を妨げざる
事論なき事

右ハ愚不肖の贅言不足取儀と奉存候
得共候合至當の御規則被力立候も
實地上に於て格別御世話無之候てハ
事行速に不行御觸流一の如小相成候
事と奉存候誠惶敬白

神奈川醫生

明治二年己巳九月

山本誠藏

